

災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社ホンダカーズ東京（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請により、乙が帰宅困難者に対し、その所有する施設の一部を一時滞在施設として提供することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害、その他同号に規定する災害に準じるものとして区長が認めた場合をいう。
- （2）帰宅困難者 災害時、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しが無い場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- （3）一時滞在施設 帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- （1）帰宅困難者に対する一時滞在施設の提供
- （2）一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対する水、食料等の備蓄物資の提供
- （3）その他甲の要請により、乙が応じられる事項

2 乙が提供する一時滞在施設は次のとおりとする。なお、帰宅困難者の受入れは、3.3㎡につき2人の収容を目安とする。

名称	所在地	使用箇所	受入れ可能人数
株式会社ホンダカーズ東京 江戸川店	東京都江戸川区中央 二丁目21番5号	227㎡ (1Fショールーム)	80名

3 第1項の規定による甲の要請（以下「甲の要請」という。）は、原則として施設等提供要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに当該書面を提出するものとする。

（備蓄物資）

第4条 乙は、前条第1項第2号の規定により帰宅困難者に提供する水、食料等の備蓄物資について、前条第2項に規定する施設の収容人数の3日分を備蓄し、適正な管理に努めるものとする。この場合において、当該備蓄物資の購入に係る費用は、乙が負担するものとする。

(管理運営)

第5条 乙は、甲の要請を受けて実施する第3条第1項所定の各事項について、自ら管理運営を行うものとする。

2 乙は、甲の要請を受けて提供した一時滞在施設の原状回復について、自らこれを行うものとする。

(開設期間)

第6条 一時滞在施設の開設期間は、乙が甲の要請を受けたときを始期とし、甲において公共交通機関が再開したと判断するときを終期とする。ただし、当該開設期間は、最長で3日を超えないものとする。

2 甲は、前項ただし書の規定にかかわらず、公共交通機関の再開状況その他の事情を踏まえ、引き続き帰宅困難者に一時滞在施設を提供する必要があると判断した場合、乙と協議の上、当該施設につき、3日を超える開設期間を定めることができるものとする。

(施設の終了)

第7条 第3条第1項の規定に基づき乙が帰宅困難者に提供した一時滞在施設について、前条第1項の規定により開設期間が満了するとき、甲は乙に対し、施設等提供終了通知書(第2号様式)を提出するものとする。

2 前項の規定は、前条第2項の規定により一時滞在施設の開設期間が3日を超えて定められた場合において、当該開設期間が満了するときに準用されるものとする。

(費用負担)

第8条 甲の要請により、乙が実施した業務に要した費用のうち、次に掲げる費用は甲が負担する。

(1) 一時滞在施設の管理運営に係る光熱費等

(2) その他甲乙協議の上、必要と認める費用

2 甲が負担する費用の額は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

(請求及び支払)

第9条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、施設等提供費用請求書(第3号様式)により、請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、甲の要請により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。本協定の満了後についても、また同様とする。

(損害補償)

第11条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(帰宅困難者の事故等に係る責任)

第12条 乙から一時滞在施設の提供を受けている間、帰宅困難者が事故等に遭い、これにより損害を被った場合、甲は、当該損害の発生について故意又は過失があるときにおいて、その責任を負うものとする。

2 前項に規定する帰宅困難者の損害が、災害その他の不可抗力によって生じた場合、甲及び乙は、当該損害の発生について速やかに協議を行い、その対応を検討するものとする。

る。

(訓練)

第13条 乙は甲から要請があった場合には、甲が実施する防災訓練に参加協力するよう努めるものとする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第15条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年3月3日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都台東区上野5丁目14番9号
株式会社ホンダカーズ東京
代表取締役 石田 博